該当箇所		現行	計 画		修	多 :	正	案		修正理由
第4節 防災上重要な 機関の実施責任と処理	第4 指定地方行政機	<b>與</b>		第4 指定地方行政机	製					
大綱	機関名	処理すべき	事務又は業務の大綱	機関名		処理すべ	き事務	又は業務の大組	渦	
(P6∼8)		ること。 (2) 広域的な交通規制の	国用及び広域的な応援の指導・調整に関す の指導・調整に関すること。		こと。			広域的な応援の指導・調 調整に関すること。	<b>郡整に関する</b>	
	九州管区警察局	<ul><li>(4) 管区内指定地方行政と。</li><li>(5) 災害に係る情報の収</li></ul>	京区警察局との連携に関すること。 故機関との協力及び連絡調整に関すること。 収集・伝達の連絡調整に関すること。 逐通信の運用に関すること。	九州管区警察局	(4) 管 (5) 災	管区内指定地方行 後害に係る情報の	行政機関との の収集・伝達	局との連携に関すること の協力及び連絡調整に関 達の連絡調整に関するこ 運用に関すること。	すること。	
		(7) 津波警報等の伝達に	-		(7) 津	津波警報等の伝達	達に関するこ	こと。		
		(1) 公共土木施設等の災 と。 (2) 災害つなぎ資金の貸	後害復旧事業費の検査の立会いに関するこ     貸付けに関すること。		と。			事業費の検査の立会いに	こ関するこ	
	九 州 財 務 局 鹿児島財務事務所	と。	<ul><li>機関の金融緊急措置の指導に関するこ</li></ul>	九 州 財 務 局 鹿児島財務事務所	(3) 災(4) 災	災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。		「九州財務局総合防災・国		
			才務局の所掌すべきこと。 					· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		民保護マニュアル」に基づ く修正
		(省略)	)			(省	<b>音略</b> )			
	鹿児島労働局	(1) 工場、事業場におけ (2) その他防災に関し労	ける労働災害の防止に関すること。 労働局の所掌すべきこと。		(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。					
		(1) 地殻変動の監視に関	引すること。	ДСУСДИ УЗ ДЖУРЧ	(2) そ	その他防災に関し	し労働局の原	所掌すべきこと。		
	九州地方測量部		世空間情報の整備・提供に関すること。 )公共測量における指導・助言に関するこ	国 土 地 理 院 九州地方測量部	(2) 災		地理空間情報	と。 報の整備・提供に関する 量における指導・助言に	-	組織名の修正
	九州地方環境事務所	<ul><li>(1) 災害廃棄物等の処理</li><li>(2) 環境監視体制の支援</li><li>(3) 飼育動物の保護等に</li></ul>	受に関すること。	九州地方環境事務所	(2) 環	後害廃棄物等の気 環境監視体制の3	支援に関する	ること。		
	九州防衛局	(1) 災害時における防衛 (2) 災害時における米軍	新省(本省)及び自衛隊との連絡調整 宣部隊との連絡調整	九州防衛局	(1) 災	災害時における	坊衛省(本名	省)及び自衛隊との連絡	各調整	
		<ul><li>(2) 環境監視体制の支援</li><li>(3) 飼育動物の保護等に</li><li>(1) 災害時における防衛</li></ul>	受に関すること。 上係る支援に関すること。 断省(本省)及び自衛隊との連絡調整		(1) 災 (2) 環 (3) 飼 (1) 災	環境監視体制の 同育動物の保護等	支援に関する 等に係る支持 防衛省(本名	ること。 援に関すること。 省)及び自衛隊との連絡	各調整	

										屋久.	島町地域防災計	画【第1編 総則】
該当箇所		現	行	計	画			修	正	案		修正理由
第 5 節 屋久島町の地勢	第4 人口						第4 人口					p.
		こよると、 6人口は <u>3.</u> -世帯あた	本町の人口に <u>, 806</u> 人(構 <sub>反</sub> りの人員は <u>2</u>	は <u>13, 589</u> 人 戈比 <u>28. 0</u> %)	(男性 <u>6,641</u> ) である。	人・女性 <u>6,948</u> 人)	<b>第4 人口</b> 平成 <u>27</u> 年度の国勢調査であり、65 歳以上の高齢世帯数は <u>6,133</u> 世帯、集落数・校区数は 26 身	至によると、本町 者人口は <mark>4, 049</mark> 一世帯あたりの	Tの人口は <u>12, 91;</u> _人(構成比 <u>31. 4</u> 人員は <u>2. 10</u> 人と	<u>3</u> 人(男性 <u>6, 311</u> <u>1</u> %)である。	人・女性 <u>6,602</u> 人)	

								屋久	、島町地域防災計画	【第2編	一般災害対策編】
該当箇所	現	行	計	画			修	正	案		修正理由
第1章 災害予防 第8節 通信・広報体 制(機器等)の整備 第4 広域体制の整備 (P28)	レビ、ラジオを通じて住民	に提供するため (県庁ホームペー	、緊急情報提供 ジ、町ホームペ	システムを効果的 ージ、ツイッター	に活用する。	レビ、ラジオ <u>(コミュニ</u> システム、 <u>L アラート(</u> また、インターネット ク等のソーシャルメディ	ティ FM 放送を含 災害情報共有シス (県庁ホームペー ア、 <u>ポータルサ</u> ィ	<u>で。)</u> を通じ ステム)を効果 ージ、町ホーム イト、 <u>鹿児島</u> 県	早期予防、避難に関する緊 て住民に提供するため、緊 的に活用する。 いページ、ツイッター、フ 表防災 Web) や L アラート アグ放送等の多様な媒体の	<ul><li>※急情報提供</li><li>エイスブッ</li><li>(災害情報</li></ul>	誤記載の修正及びH29.6.1 から県総合防災システム 運用開始し、鹿児島県防災 Webの開設及びLアラート (災害情報共有システム) の活用が可能となったこと等による修正
第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第3 各種施設にお ける避難体制の整備 (P32~33)		中病院等の患者等の患者等の患者等の患者の患者の要配慮 必必要者の避難者は、 でのである避難者は、 でのできるででできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	には、寝たきり 者」が多くにない。 後にからいでは、 後にからいでででできる。 では、変にないできる。 では、変にないできる。 では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	力で避難すること別の配慮を要するめておく。 場合、迅速かつ的が設定がある。 は難体制を整備がある。 は一般関等への自主防災組織等に努める。 は一般関等への早期がいる。	が困難であり、 ことから、施設 確に避難 <mark>指示(緊</mark> し、施設職員の任 の動員や照明の確 秀導体制に十分配 等と連携を図りな 重報が可能な非常 をないての情報伝達	することがら、施設である。 なお、町地域防災計画でいては、施設の利用者な避難の確保を図るためいる。 (水防法第15条の(1) 避難体福祉等の情報を避難がある。 (1) 避難体福祉等のが情報がある。 (1) 避難を調がない。 (2) (3) 設備の整備を対策を表し、変数のでは、というのと、を表して、変数のでは、というのと、を表して、変数のでは、というのと、を表して、変数のでは、というのと、を表して、変数のでは、というのと、を表して、変数のでは、というのと、ないでは、というのと、ないでは、というのと、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、ないのでは、また、を表して、また、を表して、また、を表して、また、を表して、また、を表して、また、を表して、また、表して、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	や病院難先の強化などのにそのは生にのは、生の防災を実施である。というに、生のないにそのは生にのない。というに、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは、生のないは	等には、「避難」のでは、「必要」のでは、「必要」のでは、「必要」のでは、「ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	した場合、迅速かつ的確に め <u>施設所在地域における浸</u> 難情報を収集・伝達する避 立しておく。特に、夜間にお 機関等への通報連絡や入所 必ら町や他の類似施設、近際 避難誘導にあたっての協力 砂災害に関する情報等や過 量する。 器具や避難者が誘導員と記 とともに、屋内安全確保を	特別のでお 管理かけ 選 本 体 体 単 が は か は か は か は か な き で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	語加・一区内防所に難練た・し法のをる「配避(働参では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
μ. σ											

								屋久島町地	也域防災計画【第2	2編	一般災害対策編】
該当箇所	現	行	計	画		修	正	案			修正理由
第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第4 避難所の収録 運営体制の整備 (P34)	2 <b>避難所の運営体制の整備</b> 町は、避難所ごとに、運営	にあたる管理責任 運営における女性 手所に避難した被 あよう「避難所管	任者をあらかし 生の参画を推定 災者の実態や 理運営マニュ	ごめ定めておくとる 進し、住民の自主版 アニーズの迅速な把 アル策定のための	方災組織やボラン 型握及び避難所の つガイドライン」	2 避難所の運営体制の整備 町は、避難所ごとに、運営にあたる管設管理者との連携のもとで、運営におけティア組織と協力して、避難所に避難効率的な管理運営がなされるよう「避(平成 19 年 12 月 鹿児島県)及び「正鹿児島県)を参考に、避難所管理運営努める。 「避難所管理運営マニュアル策定のための避難所をめぐる基本的な事項の応急対策の応急対策の地域住民等自主運営組織による避免の定期する役割分担等を定めるようでまた、町及び各避難所の運営者は、過家等との定期的な情報交換に努める。	管理責任者 ける女性の した被災者 難所管理 対マニュア めのガイト	をあらかじめ定 参画を推進し、 者の実態やニー 運営マニュア ルを作成し、遊 、ライン」の項目 は、指定 いとする。	Eめておくとともに、本来の住民の自主防災組織やボデスの迅速な把握及び避難所策定のためのガイドラインルモデル」(平成 29 年 9 )。 難所の管理運営体制の整位	ラ所 ン <u>月</u> 備 に <u>難所</u>	p. 4 県防災計画及び H29.4 防
第1章 災害予防 第12節 交通確保体制 の整備 第2 緊急通行車向 の事前届出・確認 (P37)	るために使用するものについ					1 緊急通行車両の事前届出 町が保有し、若しくは町との協定等に 両、又は災害発生時に他の関係機関、「 第1項に規定する災害応急対策を実施 前届出を行うことができる。(資料 10-	団 <mark>体等から</mark> するために	調達する車両領	等で、災害対策基本法第 5	50条	手続き区分の明確化に伴う修正
第1章 災害予防 第13節 輸送体制の整( (P38)	第2 輸送施設・集積拠点等の 1 輸送施設の指定 (省略) 2 集積拠点の指定 (省略)	指定				第2 輸送施設・集積拠点等の指定 1 輸送施設の指定 (省略) 2 集積拠点の指定 (省略) 3 民間事業者の管理する施設の把握 町は、集積拠点として活用可能な民	<u>間事業者</u> <i>①</i>	)管理する施設な	を把握しておくものとする		H29.4防災基本計画の修正 に伴う修正

		屋久島町地域防災計画【第2編	一般災害対策編】
該当箇所	現行計画	修正案	修正理由
第1章 災害予防 第16節 防災知識の普 及・啓発 第1 住民に対する 防災知識の普及啓発 (P44)	(2) 省略	1 住民への防災知識の普及啓発  (1) 省略  (2) 省略  アからイ 省略  ウ 災害予防措置  (ア) 家庭での予防・安全対策  a 災害に備えた「最低3日分、推奨1週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄  b 非常持出品(救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等)の準備  c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備  d 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等	H29.4防災基本計画修正に 伴う修正
第1章 災害予防 第21節 要配慮者の安 全確保 第1 地域における要 配慮者対策 (P52~53)	町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関す	2 避難行動要支援者名簿の作成 町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。  (2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について個人別に計画を定める。 また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業所等の協力を得ながら、移送及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。 町は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難方動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	H29.4防災基本計画修正に 伴う修正
p. 5			

										屋久島町地域	成防災計画【第2編	一般災害対策編】
該 当 箇 所		現	行	計	画			修	正	案		修正理由
第1章 災害予防 第21節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策 (P53)	説明等を行	•				災体制等について十分 どを推進する。	説明等を行うととでまた、 また、被災地に生 と、早期帰国に向い	に、避難所や災 活基盤を持ち、選 けた交通情報を必	害危険地区等( 産難生活や生活 要とする訪日	の表示板等の多言 再建に関する情幸 外国人は行動特性	○防災体制等について十分 語化を推進する。 報を必要とする在日外国人 生や情報ニーズが異なるこ や、円滑な避難誘導体制の	H29.4防災基本計画修正に 伴う修正
第1章 災害予防 第21節 要配慮者の安全確保 第2 社会福祉施設 ・病院等における要配 慮者対策	設そのもの また、電 記 <b>糧・飲料水</b>	施設や病院等の管: の安全性を高める 気・水道等の供給	よう努めるもの 停止に備え、施 品類等の備蓄を	)とする。 i設入所者等が :行うとともに	ぶ最低限度の生 に、当該施設で	・」であることから、施 E活維持に必要な食 で予想される災害の種	であることから、加また、電気・水道	施設そのものの安 直等の供給停止に 用品・医薬品類等	全性を高める。 備え、施設入所 の備蓄を行う	よう努めるものと 所者等が最低限度 とともに、当該施	の生活維持に必要な食 設で予想される災害の種	防災基本計画で用いられ ている表現へ統一
(P53∼54)	本 を を を を を を を を を を を を を	施設や病院等の管ようあらかじめ防ておくものとする。間においては職員の者等の避難等を連携を受組織等と連携を受組織等と連携を関係している。  「はいいでは、は、ないでは、は、ないでは、ないでは、は、ないでは、ないでは、ないで	災組織を整え、 の動員や照明を 動員や分理がらい。 の動員ではでいる。 の動員ではでいる。 の動員ではでいる。 ののでしている。 ののでは、 ののでは	施設職員の任確、在日頃の保証をは、日頃の協力は、日頃の協力がある。は、日頃の協力がある。は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	務の分担、動あることがなった。確立しのないでは、 がよいながらくいでは、 関等であるでする。 はでもいるでする。 はでは、 ではないでする。 はでは、 ではないでする。 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	以施設、近隣住民や地 うる。 通報が可能な非常通報 ともに、災害時におけ	できるようあらかいできるようあらかいできるようあらかいできるようあらかいできるとしておいてでである。 (本の) なお、町地域防炎なお、町地域防炎なお、町地域防炎なお、町地域防炎なお、町地域防炎なお、町地域防炎のでは、施設の利益を設置のでは、施設の利益を関係を図れる。 (本の) 本が、本が、本のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	では職員の では職員の の動員の を難用施設のでは、 の動に理解を ののでは、 のので	え、施設のは時のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	の任務の分担、動具が困難であることにであることにでいる。 はない はい はい ない	合に迅速かつ的確な対応が 計画、緊急連絡体制等を から、消防機関等への通報 おくものとする。 、近隣住民や地域の自主 者関連施設の管理者等に ある場合の円滑かつ迅速 の実施が義務付けられて 通報が可能な非常通報装置 ともに、災害時における施 情報収集に努める。 特において適切な行動がと や施設の構造、入所者や患	記述の追加 平成 29 年の水防法等の一 部改正により、浸水想域内 の実により、浸水包域内 の要計画にそののででででででででででででででででででででででででででででででででででで

						屋久島町地域	或防災計画【第2編	一般災害対策編】
該 当 箇 所	現 行	計画			修	正案		修正理由
	(記載なし) (記載なし)			む、上記17       6 県及び町(県及び町)	画の作成 利用施設の管理者は、介護係から4の事項を記載した非常 こよる非常災害対策計画や過 は、要配慮者利用施設の非常 るよう努めるものとする。	京災害対策計画を作成するも 産難訓練の実施状況等の確認	<u>のとする。</u> 3	H29.4防災基本計画の修正 及び H29.6 水防法の一部 改正に伴う修正
第2章 災害応急対策 第1節 応急活動体制				4 <b>動員配備</b> 職員の動	<b>体制</b> 員配備基準は次表による。			
の確立 第1 応急活動体制の	体 制 基 準	参集・配備基準	活 動 内 容	体制	基準	参集・配備基準	活 動 内 容	
確立 (P58)	情報 連・町内に各種の気象警報等 絡体 体制	• 総務課…2 名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の 収集を行う。	情報連絡体制	・町内に各種の気象警報等 が発表されたとき。	• 総務課…2 名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の 収集を行う。	
	災害       ・町内に小規模な災害が発生したとき。         東水本       ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民生活課長及び その他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、 事前に指定した各課を中 心に関係機関の協力を得 て災害情報の収集、応急対 策など防災対策の一層の 確立を図る。	災害警戒本部体制	・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民生活課長及び その他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、 事前に指定した各課を中 心に関係機関の協力を得 て災害情報の収集、応急対 策など防災対策の一層の 確立を図る。	
	<ul> <li>第         <ul> <li>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合。(避難勧告又は避難指示の発令が必要とされる事態)</li> </ul> </li> </ul>	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びそ の他必要と認める人員		第 1 災 備	・比較的軽微な災害若しく は局地的な災害が発生し た場合、又はそのおそれが ある場合。(避難勧告又は 避難指示の発令が必要と される事態)	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びそ の他必要と認める人員		
	対 第 2 ・大規模な災害が発生し、又 本 配 ご はその発生のおそれがあ る場合。	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が 別に定める人数	災害対策本部を設置し、 災害の規模・程度に応じ て、町の組織をあげて各種 災害応急対策を実施する。	対 第 2 本 部 備 体	<ul><li>・大規模な災害が発生し、又 はその発生のおそれがあ る場合。</li></ul>	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が 別に定める人数	災害対策本部を設置し、 災害の規模・程度に応じ て、町の組織をあげて各種 災害応急対策を実施する。	
	制 第 ・町内全域にわたり甚大な 災害が発生し、その状況に 配 より全職員の配備を必要 とする場合。	・各課職員全員		制 第 3 配 備	・町内全域にわたり甚大な 災害が発生し、その状況に より全職員の配備を必要 とする場合。	・各課職員全員		
	(別記 1) 企画調整課・建設課・電気課・財	産管理課・農林水産課・教育総	▲ 務課	(別記 1) 企[	  画調整課・建設課・電気課・財	屋管理課・農林水産課・教育総	念務課 <u>・福祉事務所</u>	(別記1)に福祉事務所を 追加
p. 7								

								屋久島	町地域防災計画【第	第2編	一般災害対策編】
該当箇所	現	行	計	画		修	IE	<u>-</u>	案		修正理由
第2章 災害応急対策 第9節 災害情報・被 害情報の収集・伝達 (P80)	第1 災害情報の収集・伝達 町は、町内の災害情報及び所 し、県その他関係機関に通報報 なお、人的被害の状況のうち 情報であるため、町は、住民 不明となった者について、県警 また、行方不明者として把握 場合には、当該登録地の市町村 又は県に連絡する。	告する。特に、人の、行方不明者の 登録の有無にかか 警察等関係機関の 量した者が、他の	、命危険に関す数については、かわらず、当該的協力に基づきの市町村に住民	る情報を優先し込 捜索・救助体制 町の区域(海上を 、正確な情報の場 登録を行っている	速報性を重視する。 別の検討等に必要な を含む。)内で行方 収集に努める。 ることが判明した	第1 災害情報の収集・伝達 町は、町内の災害情報及び所管に係るし、県その他関係機関に通報報告する。なお、人的被害の状況のうち、行方で情報であるため、町は、住民登録の有効であるため、町は、住民登録の有効であるため、町は、住民登録の有効であるため、町は、住民登録の有効であるため、町は、住民登録の有効であるため、町は、生民登録の有効である。	特に、人命不明者の数無にかかわ係機関の協い、他の市場	合危険に関する については、 つらず、当該町 協力に基づき、 町村に住民登 ち、旅行者な	が情報を優先し速報性を重 捜索・救助体制の検討等に 「の区域(海上を含む。) 正確な情報の収集に努め 録を行っていることが判明	視する。 こ必要な Nで行方 る。 同した場	p.8 H29.4防災基本計画の修正 に伴う修正
第2章 災害応急対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P87)	2 住民に対する広報の方法 (1) 広報は、内容に応じるア 防災行政無線等イ 広報車の巡回等(を対する) 新聞、テレビ、ラミエ 広報紙、ポスターの(2) (省略)	肖防車を含む。) ジオ等の報道機関				<ul> <li>2 住民に対する広報の方法</li> <li>(1) 広報は、内容に応じ次の方法はア 防災行政無線等イ 広報車の巡回等(消防車をウ 新聞、テレビ、ラジオ等のエ 広報紙、ポスター及びインック等のソーシャルメディアオ Lアラート、緊急速報(エラカ 伝達組織を通じ、口頭及び(2) (省略)</li> </ul>	含む。) 報道機関 ターネット 、ポータル リアメール	ト <u>(町ホーム/</u> レサイト、鹿リ /等)、コミュ	己島県防災 Web)		広報手段の追加
第2章 災害応急対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P88)	(省略)	を活用し次の内容 思される地域住民 犬況 ナ	家の広報を実施 号等への警戒呼	びかけ	ようになど。	3 広報内容 (省略) (1)から(2) (省略) (3) 災害発生後、事態が落ちつい。 町は、各種広報媒体を活用し ア 二次災害危険の予想される: イ 地区別の避難所の状況 ウ 混乱防止の呼びかけ 不確実な情報に惑わされな 防災 Web、緊急速報(エリフ 手するようになど。 (以下省略)	次の内容の 地域住民等 い、テレビ	の広報を実施で 等への警戒呼び ご <u>、</u> ラジオ <u>、行</u>	<b>がかけ</b> 政機関のホームページ、 <sub></sub>		広報手段の追加

		屋久島町地域防災計画【第2編	一般災害対策編】
該当箇所	現行計画	修正案	修正理由
第2章 災害応急対策 第10節 広報 第2 報道機関等に 対する放送の要請・公表 (P88)	1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報等、 緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、県に報告し、県は、速やかに放送 機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用) また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。	1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報等、 緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システム を活用して、県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用) また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。	H29.6.1からの県総合防災 システム運用開始に伴う、 報告方法変更による修正
第2章 災害応急対策 第13節 避難の勧告 ・指示 (緊急)、誘導 第2 避難の勧告・ 指示 (緊急)の実施 (P97)	4 避難指示(緊急)等の伝達方法 住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。 (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達 (2) サイレン、鐘による伝達 (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達 (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達 (5) 洪水及び高潮による避難の勧告指示は次の信号による。 (以下省略)	4 避難指示(緊急)等の伝達方法 住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。 (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達 (2) サイレン、警鐘による伝達 (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達 (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達 (5) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関等の利用による伝達 (6) 広報紙、ポスター及びインターネット(町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web)、Lアラート、緊急連報(エリアメール等)、コミュニティFM放送、ワンセグ放送等の利用による伝達 (7) 洪水及び高潮による避難の勧告指示は次の信号による。(以下省略)	広報手段の追加
第2章 災害応急対策 第14節 救急・救助 第2 救急・救助用 装備、資機材の調達 (P102)	2 教急車の配備状況 消防組合 救急車 4 台 (平成 29 年 3 月現在)	2 教急車の配備状況 消防組合 救急車4台(平成30年3月現在) (高規格救急自動車3台、2B型救急自動車1台)	最新のデータに更新及び車両内訳の記載

						屋久島町	地域防災計画	【第2編	一般災害対策編】
該 当 箇 所	現	行 計	画		但	多 正 第	Ŕ		修正理由
該 当 箇 内	<b>1 DMAT</b> (1)から(2) (省略)		電話番号	チーム数 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1	1 DMAT         (1)から(2) (省略)         (3) DMATの構成と所在地         ア DMATの構成         (省略)         イ DMATの所在地	、次のとおりとする。 所在地 鹿児島市上荒田町 37-1 〃 平川町 2545 〃 鴨池新町 7-1 〃 桜ヶ丘 8-35-1 鹿児島市下荒田 3-8-1	(平成 30 年 3 2 電話番号 099-230-7000 099-261-2111 099-254-1125 099-275-5111 099-250-1110 0994-42-5101 0997-52-3611 0996-67-1611 099-482-4888	月1日現在) チーム数 3 2 2 2 2 2 2 1 1 2 2	修正理由 p.10 DMAT数の変更に伴う 修正
第2章 災害応急対策 第23節 医療 第3 被災者の健康状 態の把握とメンタルケア (P126)	を来す可能性が高いことから被害 (1) 必用に応じて避難所への認 (2) 高齢者、障害者、子ども等 の派遣、車椅子等の手配等 (3) 保健師等による巡回相談 (3) 保健師等による巡回相談 (2 メンタルケア 被災のショックや長期にわた 害を生じさせる。被災者に対すがある。 (1) メンタルヘルスケア	数護所等の設置や心のケアを含め 等要配慮者に対しては、福祉施設 特段の配慮を行う。 を行う。 る避難生活などによるストレスに	らた対策を行う。 等への入所、ホー は、しばしば心身 に対する医療を確	2 2 2 か健康に不調 ームヘルパー すの健康に障 権保する必要	を来す可能性が高いことから。 (1) 必用に応じて避難所へ策を行う。 (2) 高齢者、障害者、子どの派遣、車椅子等の手配(3) 保健師等による巡回相関  2 メンタルケア 被災のショックや長期にわに障害を生じさせることからであるメンタルケアや精神疾患	の救護所等の設置や <u>DPAT派</u> も等要配慮者に対しては、福祉施 等特段の配慮を行う。	<u>世等により</u> 心のケニ 設等への入所、ホートレスは、しばしば トレスは、しばしば チーム等と連携し	アを含めた対 ームヘルパー ば心身の健康	DPATが活用可能となることに伴う修正

		屋久島町地域防災計画【第2編	一般災害対策編】
該当箇所	現行計画	修正案	修正理由
	者に対する相談体制を確立する。  (2) 精神疾患患者対策 ア 被災した精神科病院の入院患者については、関係機関と連携をとり、被災を免れた 地域の精神科病院に転院させる。 イ 通院患者は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど被災 病院の早期復旧を図る。 また、服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに、 心のケアチームによって診療にあたる。 ウ 措置患者の緊急の受入れは県立姶良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。	保健所を拠点に巡回精神相談室を設けるとともに、被災者に対する相談体制を確立する。  (2) 精神疾患患者対策 ア 被災した精神科病院の入院患者については、被災地域以外の精神科病院に転院させる。  イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。 ウ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。 エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。	
第3節 被災者の生活 確保 第2 災害廃棄物等 の処理 (がれき処理) (P169)	大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。	5 連築物等からの石綿飛散・ばく露防止 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ <u>ぱく露</u> を防止するため、必要に応じ事業 者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。 また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要 に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは 散水・薬剤の配布による湿潤化・固形化等の措置又は立入り禁止などの石綿の飛散・ば く露防止対策を行うよう指導・助言する。	「災害時における石綿飛散 防止に係る取扱いマニュ アル」(環境省)の改正に伴 う修正
p. 11			

							屋久	島町地域防災計画【第3編	福 地震災害対策編】
該当箇所	現	行	計	画		修	正	案	修正理由
第1章 地震災害予防 第3節 建築物災害の 防止対策の推進(耐震診 断・耐震改修の促進等) 第1 公共施設及び 防災機関施設の耐震診 断・耐震改修の促進等 (P174)	の拠点としての重要な防災基点としても利用される。 このため、町は、これらの 建築物については、災害応急	施設、学校、公民 幹施設となるほ 防災基幹施設や 対策実施上の重 して耐震診断を	民館、医療機関か、学校、公民 か、学校、公民 公共施設等の 要性、有効性 行い、耐震性	関の施設は、災害時に応急対策活動 民館等は、避難施設や物資の集積物 うち、新耐震基準によらない既存 、地域特性等を考慮し、防災上重 の劣るものについては、当該建築	動の拠点としての重要な防 拠点としても利用される。 このため、町は、これら 建築物については、災害応 要と判断される建築物を選 物の重要度を考慮していった 保を図る必要があることか また、町は、災害時の拠 外壁材、天井、配管等の非 い安全性を確保するよう努 は、優先順位をつけて計画 なお、大規模災害におい	の施設、学校、公 る 拠点施設、学校、公 る 拠点施設となる。 が災力を対してのが、大きに対して、大きに対して、 要には、一方では、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、 が、	民館、医療校のはい、学校の公共施、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	とにより、行政及び防災機能等の喪失 後能強化対策として、行政庁舎及び防	
第2章 地震災害応急 対策 第9節 災害情報・被 害情報の収集・伝達 (P189)	は、特に住民の生命に係わ 告する必要がある。 収集した災害情報等を県 なお、人的被害の状況の に必要な情報であるため、 で行方不明となった者につ に努める。 また、行方不明者として	況を正確に把握る情報に重点を や関係機関方との 可は、住外 では、県警察 にたすが、外 では、原動の になる。 には、 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。	置いて収集し間で共有し、者の数についの有無にかめ関係機関の協	を書情報及び被害情報について の、速やかに県・関係機関等に報 応急対策に活用する。 いては、捜索・救助体制の検討等 いわらず、町内(海上を含む。) 協力に基づき、正確な情報の収集 こ住民登録を行っていることが判 旅行者など住民登録の対象外の	は、特に住民の生命に係る 告する必要がある。 収集した災害情報等を関 なお、人的被害の状況の に必要な情報であるため、 で行方不明となった者に に努める。 また、行方不明者として	:況を正確に把握 のる情報に重点を はや関係機関との のうち、行方不明 町は、住民登録 いて、県警察等 では、はますが、 に把握した者が、 は地の市町村 <u>又は</u>	で出て収集の間で共有します。 関係の有無にかい は果の の 市町 にかい はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	災害情報及び被害情報について 集し、速やかに県・関係機関等に報 、応急対策に活用する。 ついては、捜索・救助体制の検討等 かわらず、町内(海上を含む。) の協力に基づき、正確な情報の収集 対に住民登録を行っていることが判 人のうち、旅行者など住民登録の対 大使館等)に連絡する。	H29.4防災基本計画の修正 に伴う修正
p. 12									

		屋久島町地域防災計画【第3編	地震災害対策編】
該 当 箇 所	現行計画	修正案	修正理由
第2章 地震災害応急 対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P190)	(省略)	1 広報内容 (省略) (1)から(2) (省略) (3) 地震発生後、事態が落ちついた段階での広報 町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。 ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ イ 地区別の避難所の状況 ウ 混乱防止の呼びかけ 不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報(エリアメール等)、コミュニティ FM 放送、告知放送から情報を入手するようになど。 (以下省略)	p. 13 広報手段の追加
第2章 地震災害応急 対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P190)	広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口 頭などの各伝達手段による。	2 広報手段 広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、インターネット(町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web)、Lアラート、緊急速報(エリアメール等)、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。 (以下省略)	広報手段の追加
第2章 地震災害応急 対策 第10節 広報 第2 報道機関等に 対する放送の発表・要請 (P191)	1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。 (放送の即時性の活用)また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。	1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報 等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システムを活用して。県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用) また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。	H29.6.1からの県総合防災システム運用開始に伴う、報告方法変更による修正

		屋久島町地域防災計画【第4編	津波災害対策編】
該当箇所	現行計画	修正案	修正理由
第2章 津波災害応急 対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P233)	津波時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。	1 広報内容 津波時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。 また、津波警報等、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。 (1)から(2) (省略) (3) 津波警報等発表後、事態が落ちついた段階での広報町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。アニ次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけイ地区別の避難所の状況ウ混乱防止の呼びかけ不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報(エリアメール等)、コミュニティFM 放送、告知放送から情報入手するようになど。 (以下省略)	広報手段の追加
第2章 津波災害応急 対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P233)	広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口 頭などの各伝達手段による。	2 広報手段 広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、インターネット(町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web)、Lアラート、緊急速報(エリアメール等)、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。 (以下省略)	広報手段の追加
第2章 津波災害応急 対策 第10節 広報 第2 報道機関等に 対する放送の発表・要請 (P234)	1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報 等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放 送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用) また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をす る。	1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」等の避難に関する情報 等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災シ ステムを活用して県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の 活用) また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をす る。	H29.6.1からの県総合防災システム運用開始に伴う、報告方法変更による修正

									屋	久島町地域防災計画	【第5編	火山災害対策編】
該当箇所		現	行	計	画			修	正	案		修正理由
第1節 防災環境 (P247)	第2 社会条件 口永良部島は、 いる。集落は島全体 り、前田、 <u>向江浜</u> 、 (以下省略)	ー 人口 <u>118 人</u> で、 本に分散してい	このうち 65 崩 るが、人口の	大部分は役場は	出張所のある本村	に集中してお	口永良部島は、いる。集落は島全	 全体に分散しているが、人	、口の大部分に	0人口が <u>47 人(41%)</u> と高齢化だ は役場出張所のある本村に集中 りの世帯が分布している。		人口の修正及び向江浜のを削除
第2節 災害予防 第1 火山災害に強 い地域づくり 口永良部島防災情報図 (P252)	別紙のとおり	报図					口永良部島防災情 別紙のとおり	青報図				気象台の噴火警戒範囲の 見直しに伴う修正
第2節 災害予防 第1 火山災害に強 い地域づくり (P254~255)	<ul> <li>(1) 噴火警報等の (省略)</li> <li>(2) 住民の避難誘ア 地域住民に (省略)</li> <li>イ 避難行動要 (省略)</li> <li>ウ 温泉客等に 口永良部島れている施設</li> </ul>	伝達 導体制 対する避難誘う 支援者に対する 対する避難誘う には温泉客や の管理者は、 発災時の避難	算体制の整備 る避難誘導体制 算体制の整備 釣り客などので 利用客に火山	削の整備	幸するネットワー る。不特定多数の <mark>:提示するなどし</mark>  練を行うものと	の利用が予定さ て火山の特性を	(1) 噴火警報等 (2) 住民の域住民の域住略) イ 選(省行 略) イ 選(省有 略) ウ 温泉永漁	の伝達 誘導体制 に対する避難誘導体制の整要支援者に対する避難誘導体制の整理 に対する避難誘導体制の整備を 高には温泉客や釣り客な において、火山防災マップ 周知する。また、不特定 災マップ等の掲示や口頭 誘導に関わる計画を作成 安全確保対策	整備 尊体制の整備 整備 を 変 変 変 変 変 で で し 訓練を行う	ぶみられる。 <mark>町は、町営船の船内</mark> 「るなどして、観光客等へ火山の ぶ予定されている施設の管理者に などを行い火山の特性を周知する	<u>り、口永</u> O <u>特性や</u> よ、利用	観光客等に、警戒区域や火山特性等について事前周知を図るため修正
p. 15							ア     即時の情       町は、防       定する。       イ     即時の情       町は、即       事前の周知	報伝達困難な区域の特定 災行政無線の届かない地域 報伝達困難な区域の事前」 時の情報伝達困難な区域	<u>域や携帯電話</u> 周知	(等の電波が届かない区域をあら (マップ等に記載し、住民や宿泊		や、事前周知に関し周知を図るため記述の追加

						屋久島町均	也域防災計画【	第5編	火山災害対策編】
該当箇所	現	行 計	画		修	正案			修正理由
					<ul> <li>・町営船乗船口</li> <li>・町営船内</li> <li>・宿泊施設</li> <li>ウ 即時の情報伝達困難な区域</li> <li>町は、即時の情報伝達困難な区域</li> <li>へ周知する。</li> </ul>	<mark>戊における周知</mark> 誰な区域の入口等において、看板	(等を設置し、住民や	宿泊客等	p. 16
第2節 災害予防 第1 火山災害に強 い地域づくり (P258)	6 救助・救急、医療及び消火流 町及び医療関係機関等は、発 集・連絡・分析等の重要性にか (1) (省略) (2) 医療活動関係 (省略) ①から② (省略) ③ DMATの構成と所在地 ア (省略) イ DMATの所在地は、	後災時における救助・救急、医療いんがみ、通信手段の確保等を かんがみ、通信手段の確保等を 也		る情報の収	6 <b>救助・救急、医療及び消火</b> 町及び医療関係機関等は、3 集・連絡・分析等の重要性に (1) (省略) (2) 医療活動関係 (省略) ①から② (省略) ③ DMATの構成と所在は ア (省略) イ DMATの所在地 DMATの所在地は、	ě災時における救助・救急、医療かんがみ、通信手段の確保等を		情報の収	
	施設名	所在地	電話番号	チーム数	<i>,,,=</i> <b>-</b>	,, _, , _, , _,	_(平成30年3	月1日)	
	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	2	施設名	所在地	電話番号	チーム数	D.M.A. 四米。②本玉)= M. *
	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>3</u>	DMAT数の変更に伴う 修正
	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	
	鹿児島大学病院	リ 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2	鹿児島市医師会病院	" 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	
	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	鹿児島大学病院	ッ 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2	
	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	
	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2	
	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2	
	曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野 894	099-482-4888	1	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1	
	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>1</u>	曽於医師会立病院	曽於市大隅町月野894	099-482-4888	1	
	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>1</u>	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2	
	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	2	
	種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>1</u>	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1	
	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2	種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2	
	米盛病院	鹿児島市与次郎1丁目7-1	099-230-0100	2	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2	
	④ 救護班				米盛病院	鹿児島市与次郎1丁目7-1	099-230-0100	2	
	(省略)				④ 救護班				
	アからイ (省略)				(省略)				
	ウ 救護班の所在地				アからイ(省略)				
	町内の救護班の所在地は	は次のとおり。			ウ 救護班の所在地				

		屋久島町地域防災計画【第5編 火山災害対策編】
該当箇所	現行計画	修 正 案 修 正 理 由
		町内の救護班の所在地は次のとおり。       施設名     所在地     電話番号     班数       熊毛地区医師会     西之表市栄町2(産業会館内)     0997-23-2548     1       熊毛郡歯科医師会     宮之浦 197(あらき歯科医院内)     0997-42-2248     1
第2節 災害予防 第1 火山災害に強 い地域づくり (P260)	<ul> <li>8 避難収容活動関係</li> <li>(1) 避難所 (省略)</li> <li>(2) 避難体制の準備 ア 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握 町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。</li> <li>イ 避難誘導責任者 避難誘導にあたっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導にあたる。</li> <li>ウ 収容班長 避難所には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難所の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。</li> <li>エ 事前に準備すべき資料 収容班長は、事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。</li> <li>(以下省略)</li> </ul>	8 避難収容活動関係 (1) 避難所 (名略) (2) 避難体制の準備 ア 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握 町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の掌握に努めるとともに、避 難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。  4 観光客等の把握
第3節 災害応急対策計画 第1 災害発生直前の対応 (P267)	2 警戒区域の設定・避難勧告等 (1) 警戒区域の設定 (省略) (2) 町の実施する避難措置 (省略) (3) 避難指示(緊急)の伝達要領 (省略) (4) 伝達の方法 避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。 ア 防災行政無線による伝達	2 警戒区域の設定・避難勧告等 (1) 警戒区域の設定 (省略) (2) 町の実施する避難措置 (省略) (3) 避難指示(緊急)の伝達要領 (省略) (4) 伝達の方法 避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するもの とし、概ね次の方法による。 ア 防災行政無線による伝達

							屋夕	、島町地域防災計画【第5	編 火山災害対策編】
該当箇所	現	行	計	画		修	正	案	修正理由
	イ 伝達組織を通じ、口頭及	び拡声器による	伝達		イ 伝達組織を	通じ、口頭及び拡声器	景による伝達		p. 18
	ウ 広報車(消防車等)によ	こる伝達			ウ 広報車(消	方車等) による伝達			
	エ サイレン及び警鐘を用い	<b>かた防災信号によ</b>	る伝達		エ サイレン及	<b>ド警鐘を用いた防災信</b>	言号による伝達		
	オ 放送機関に要請し、テレ					要請し、テレビ・ラミ			
	カー有線放送・電話・航空機	後その他方法によ	る伝達			<b>電話・航空機その他力</b>			
		( )	M>=4->					(エリアメール等)、一斉同報メール	
		(以下往	首略)		· ·		<u>  アワンセグ)、テ</u>	デジタル・サイネージ、データ放送管	<u> </u>
					含めた複数の	<u> 方法による伝達</u>			
							(以下省略)		
第3節 災害応急対策	 1 町における活動体制				1 災害対策本部設	置前の初動体制			
計画	災害警戒本部及び災害対策本	部の設置についっ	ては、第2	編第2章第1節「応急活動体制の	(1) 情報連絡体制	D確立			噴火警報に対応した町の 体制や、防災対応をとる際
第3 活動体制の確立	<u>立」に準ずる。</u>				口永良部島に	<b>賁火警報が発表され</b> 7	たときには、火山	活動や被害状況等の情報を収集する	
					め、災害担当職	員及び防災関係職員に	こよる情報連絡体	体制を確立する。	
(P268)	2 広域的応援体制								
	(省略)				(2) 災害警戒本部	D設置			
								ベル3(入山規制)) が発表されたとる	
	3 自衛隊の災害派遣				· ·			び応急対策など防災対策の一層の研究	
	(省略)				· ·			災害警戒本部」を設置するものとす	
							置き、本部長は総	務課長を、副本部長は総務課長補係	<u>生を</u> 
					もって充てる。	<del></del>	車前に投党した	上町の職員をもって充てる。	
								「職員等の活動の応援を求める。	
					二 不即及私		// 冊切貝に田 旅//	14版只 守ップロガックルI及で ハックラ。	
					2 災害対策本部の	<u> </u>			
					(1) 災害対策本部	は、次のような災害	が発生し、又は乳	発生のおそれがあるときに設置する	<u> </u>
					ア 口永良部島	に火山に関する特別	警報(噴火警戒)	レベル4以上)が発表されたとき。	
					<u>イ 災害が発生</u>	した際、その規模及び	び範囲から判断し	<ul><li>、本部を設置して対策の実施を必要</li></ul>	<u>要と</u>
					<u>するとき。</u>				
								対策を要すると認められたとき。	
								<u>)おそれがなくなり、災害対策本部に</u>	<u> </u>
					·	要がなくなったとき			
					(3) 本部を設置又 	<u>は廃止したときは、</u>	県・関係機関・信	主民等に対し通知公表する。	
						災害対策	<b>炭本部設置・廃止</b>	の通知区分	
					通知又は公			知又は公表の方法	
					<u>県、熊毛支</u>	<u>本部総務班</u>	電話・その他迁	<u>  小速な方法</u>	

										星久島町地場	或防災計画【第	5 編	火山災害対策編】
該当箇所		現	行	計	画			修	正	案			修正理由
							町各対策部長	本部総務班	<u>庁内放送・</u>	電話その他迅速	<u> 意な方法</u>		
							屋久島警察署	本部総務班	電話・その	他迅速な方法			
							<u>一般住民</u>	本部総務班 情報処理班	防災行政無	線・広報車・そ	の他迅速な方法		
						(5) 現。 水良 水良 所は 本 める での	久島町役場本庁 他調整所等の設置部は、口永良部島部島現地調整所等、応急活動を安全部長は、現地調整とともに、必要に応急活動を支援す地調整所等は、現	及び閉鎖 で大規模な災害 (以下、現地調 に行える場所と 所等を設置した 応じて職員を派 る。 地の応急対策を	写が発生し現 関整所等)を さする。 こ場合、出張 派遣して本部	地にて特別な対 設置することが 所補助員に出張 と現地調整所等 合や全島に避難	を勘案して設置) 策を必要とするときんできるものとする。 所職員等の活動の応払 との連絡体制の強化、 指示が出された場合し	設置場 援を求 、現地	
									番屋ケビ	集出張所 全避難所 小中学校			
							<u>員配備体制</u> カ員配備基準は次え	長による。					
						<u>体制</u>	<u>基</u> 注		<u> </u>				
						情報連絡体制	・ 噴火警戒レイ	ドル 1 が継続 で、口永良部 状況に関する	• 総務課…2	2 名 関	孫機関との連携により の活動状況や被害状況 集を行う。		
p. 19						制	<ul><li>・噴火警報(火 警戒レベル2 制)に引き上が</li></ul>	(火口周辺規					

					屋久島町	」地域防災計画【第5編	火山災害対策編】
該 当 箇 所	現行計画			修	正	案	修正理由
		災害警戒本部体制	•	噴火警報(火口周辺)/噴火 警戒レベル3(入山規制) に引き上げられたとき	<ul><li>総務課…全員</li><li>町民生活課長及びその他必要と認める人</li><li>員</li></ul>	災害警戒本部を設置し、事前 に指定した各課を中心に関係 機関の協力を得て災害情報の 収集、応急対策など防災対策 の一層の確立を図る。	p. 20
			第1配備 第2配備 第3配備	噴火警報(居住地域)【特別 警報】/噴火警戒レベル4 (避難準備)に引き上げら れたとき 噴火警報(居住地域)【特別 警報】/噴火警戒レベル5 (避難)に引き上げられた とき	<ul> <li>別記 1 に掲げる課 の全員</li> <li>別記 1 以外の課の 本部長が別に定める 人数各所属職員全員</li> <li>各課職員全員</li> </ul>	策を実施する。 現地調整所等を設置するとともに、必要に応じて、職員を派遣し、本部と現地との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。	
		<u>4</u> 広	広域的原 (名 自衛隊の	企画調整味・建設味・電水成 応援体制 省略) の災害派遣 省略)	K · 州座目埋味 · 展仰小	産課・教育総務課・福祉事務所	
第 3 節 災害応急対策計画 第 6 避難収容活動 (P271~272)	(1) 町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、口永良部島噴火災害対策連絡会議の	(1)	助言 心要 心 地 速 が 町 垣 ・	長は、火山噴火災害危険区域 こ基づき、火山噴火により住	民の生命・身体等に危限 告等を行うとともに、安 のとする。 て、次のとおり防災対応	は良部島噴火災害対策連絡会議の 食があると判断された場合には、 で全に避難者輸送を実施するなど なを行う。	

該当箇所   現行計   画   修正案	修正理由
(公) (海豚)  (四) (海豚)  (河)	2月き上げられた 3とともに、必要 観光客等の帰宅促進や望配慮者の早期島外避難に関する記述を追加 では、本本のでは、本本では、本本では、本本では、本本では、本本では、本本では、本

屋久島町地域防災計画	「笋」「絙	ルルは終事が発練】
一	1 男 3 神田	人山火吉刈泉柵人

p. 22

実態に即した避難経路に

修正

 該 当 箇 所
 現
 行
 計
 画
 修
 正
 案
 修 正 理 由

#### 避難経路及び避難所

集落名	避難経路	交通手段	避難所	避難港等
本     村       前     田       向江浜     村       田     代       寝     待	町道 本村新村線	車両徒歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊(港湾施設なし)
湯向	湯向周辺 町道	車 両 徒 歩	湯向公民館	湯向港 永迫牧場(臨時ヘリポート)

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく、軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による 避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船、漁船等だけでは対応が難しいとき、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

(イ) 航空機による避難

(省略)

(ウ) "はしけ"による避難

(省略)

イ 夜間における避難

(省略)

ウ 避難誘導責任者

(省略)

エ 要配慮者への配慮

(省略)

オ 避難所の開設

(省略)

カ 避難状況の把握・報告

#### 島外避難所

避難港等	交通手段	島外(屋久島)の避難所		
口永良部漁港	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター		
ロ水良部価格	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自衛隊ヘリコプター	各地区公民館		

#### 避難経路及び避難所

集落名	避難経路	交通手段		交通手段		避難所	避難港等	
	町道本村向江浜線~町道				口永良部漁港			
向江浜	本村湯向線~町道本村新	車	両	番屋ヶ峰避難所	折崎ヘリポート			
前 田	村線~牧道岩屋泊線~町	徒	歩	<b>番座ケ咩姫無</b> 別	番屋ヶ峰ヘリポート			
	公衆用道路				岩屋泊 (港湾施設なし)			
	町道本村海岸線~町道本							
	村湯向線(又は町道本村				口永良部漁港			
本村	鎌倉線~町道本村中央線		<b>采</b> 艮, <b>松</b> 池槛花	折崎ヘリポート				
本 们	~町道門ノ口線)~町道	徒	歩	<b>番座ケ哔型無例</b>	番屋ヶ峰ヘリポート			
	本村新村線~牧道岩屋泊				岩屋泊 (港湾施設なし)			
	線~町公衆用道路							
	林道本村線~町道本村湯				口永良部漁港			
田代	向線~町道本村新村線~	車	両	番屋ヶ峰避難所	折崎ヘリポート			
Щ 17	牧道岩屋泊線~町公衆用	徒	歩	街座ク 呼 世	番屋ヶ峰ヘリポート			
	<u>道路</u>				岩屋泊 (港湾施設なし)			
	林道寝待線~町道本村湯				口永良部漁港			
寝待	向線~林道本村線~町道	車	両	番屋ヶ峰避難所	折崎ヘリポート			
後 付	本村新村線~牧道岩屋泊	徒	歩	<b>歯座ケ뺙娅無</b> 別	番屋ヶ峰ヘリポート			
	線~町公衆用道路				岩屋泊 (港湾施設なし)			
					口永良部漁港			
新村	牧道新村線~町公衆用道	車	両	<b>亚</b> 艮,收啦#15	折崎ヘリポート			
材	<u>路</u>	徒	歩	番屋ヶ峰避難所	番屋ヶ峰ヘリポート			
					岩屋泊(港湾施設なし)			
浬 卢	<b>正</b> 关泪占領	車	両	泪点公尺粒	湯向港			
湯向	町道湯向線	徒	歩	湯向公民館	永迫牧場(臨時ヘリポート)			

※町公衆用道路は、牧道岩屋泊線から番屋ヶ峰避難所までの区間である。

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく、軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船、漁船等だけでは対応が難しいとき、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

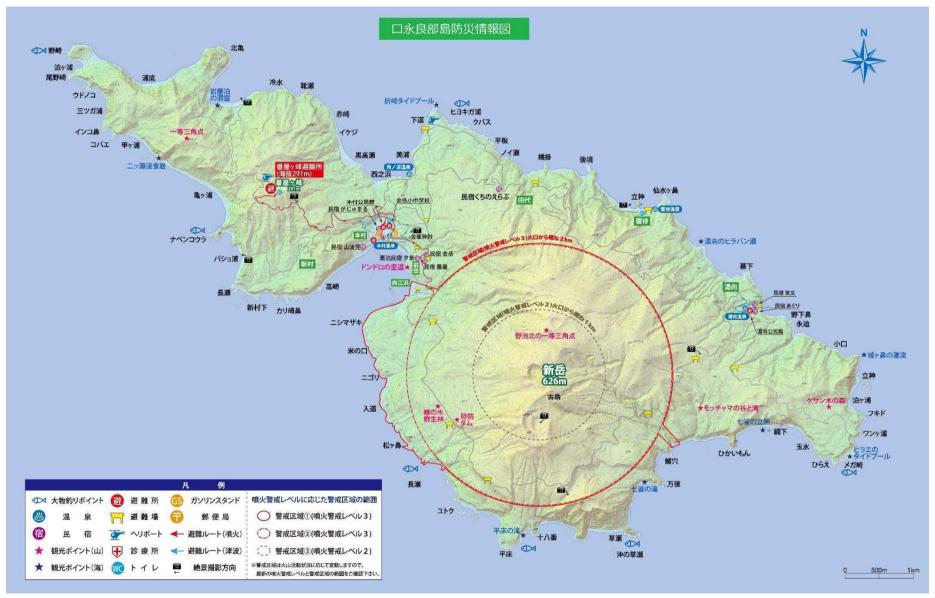
※町営船が入港する際は以下の点に留意する

- ・気象、海象の火山活動に関する情報の確認
- ・町営船の位置や乗客、貨物などの運行状況の把握

噴火時(緊急時・災害時) の町営船入港に関する留 意事項を追加

						屋久島町地域防災計画【第5線	扁 火山災害対策編】
該 当 箇 所		現行	計画		修 正	案	修正理由
		一般船舶	宮之浦体育館	・乗客等の緊	急の下船港の確認		
	湯向港	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター	・ 入出港の状	況の把握、確認(港への噴	石等の到達状況、水深)	
	の内径 ヘリポート	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター		ビット、防舷材等の係船施	設の使用可否の確認	
		一般船舶	各地区公民館		刻の調整、確認		
	※状況によっては、栗	生漁港及び栗生ヘリポートへ	の避難を行う。		のための陸上作業員の確保		
				<u>・鹿児島運輸</u> (イ) 航空機によ			
				(省略)	る。地工大能		
				(ウ) "はしけ"	による避難		
				(省略)			
				イ 夜間における	避難		
				(省略)			
				ウ避難誘導責任	者		
				(省略)	. T-7 - Ł-		
				エ 要配慮者への (省略)	)智心息、		
				オの選難所の開設	L 7		
				(省略)			
				カー避難状況の打	巴握・報告		
					島外避難	华市	
				2 中京 ## 2 ## 2 ## 2 ## 2 ## 2 ## 2 ## 2	1		1
				避難港等	交通手段	島外(屋久島)の避難所	-
					町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター	-
				口永良部漁港	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター	-
				ヘリポート	自衛隊へリコプター	各地区公民館	-
					一般船舶	宮之浦体育館	
				次月 <del>七</del> 米	自衛隊へリコプター	離島開発総合センター	
				湯向港 ペリポート	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター	
					一般船舶	各地区公民館	
					生漁港及び栗生ヘリポート・ 推所の開設については、避難	・ への避難を行う。 注者生活や避難先の地区住民の避難所の確保等	<ul><li> 島外避難時の避難所開設に関する留意事項を追加</li></ul>
p. 23							

## 現行計画



p. 24



## 現行計画

## 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

レベル	想定される被害		住民への対応	登山者・入山者等への対応
	(過 去 事 例 等)	対象地域	対 応	・ ・
	火口から半径 3km以上へ火砕流あるいは噴石 が到達あるいは切迫	全島	島外避難指示 (緊急)·勧告発令	
レベル 5 (避 難)	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石 が到達あるいは切迫 (1966 年規模の噴火)	本村・前田・湯向 向江浜・田代	島内避難指示(緊急)・勧告発令	
	溶岩流が流出か切迫	流下地域	島内避難指示 (緊急)・勧告発令	
	<u>火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石</u> <u>が予想</u>	全島	島外避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開 始)	
レベル 4 (避難準備)	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石 が予想 (1966 年規模の噴火)	本村・前田・湯向向江浜・田代	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開 始)	
	溶岩流が予想	流下地域	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開 始)	
レベル 3 (入山規制)	火口から半径 2 k m以内へ噴石が到達か予想	全島	避難行動要支援者への避難準備の呼びかけ	<u>火口から半径 2 k m以内の立入禁止</u> 南側林道口永良部線を通行止め
レベル 2 (火口周辺規 制)	火口から半径 1km以内へ噴石が到達か予想			<u>火口から半径1km以内の立入禁止</u> 登山道入口に区域内立入禁止の案内 看板を設置
レベル 1 (平 常)				火口内立入禁止

<sup>※</sup> 県は状況に応じて口永良部島火山防災連絡会議を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・ 要請等を行う。

屋久島町は、連絡会議の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

p. 26

# 修正案

## 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

	リス 言 双 レ		に具体的な防火対応	ı.
レベル	想定される被害		住民への対応	登山者・入山者等への対応
, ,,	(過 去 事 例 等)	対象地域	対 応	ZH 1 / (H 1 (1 0) //////
	・大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域(火口から概ね4kmの範囲)に到達するような噴火の発生が切迫している。 ・噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域(火口から概ね4kmの範囲)に到達。 (1966年11月の噴火)	全島	島外避難指示(緊急)・勧告発令	
レベル 5 (避 難)	・大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域(火口から概ね3㎞の範囲)に到達するような噴火の発生が切迫している。 (2015年5月の噴火前) ・噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域(火口から概ね3㎞の範囲)に到達。 (2015年5月の噴火)	<u>全島</u>	島内避難指示(緊急)・勧告発令	
	・噴火が発生し、溶岩流が居住地域に到達。	流下地域	島内避難指示(緊急)・勧告発令	
レベル 4	・大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域 (火口から概ね4kmの範囲)に到達するよう な噴火の発生が予想される。 (1966年11月の噴火前)	全島	島外避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
(避難準備)	<ul><li>・大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域 (火口から概ね3kmの範囲) に到達するよう な噴火の発生が予想される。 (1931年4月の噴火前)</li></ul>	<u>全島</u>	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	

1 8 2	想定される被害		住民への対応	76.1. 7. 1. 1. 7. 65. 0. 41. 12
レベル	(過 去 事 例 等)	対象地域	対 応	登山者・入山者等への対応
レベル 3 (入山規制)	・火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。(2014年8月の噴火前)・噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。(1933年12月、2014年8月の噴火)	全島	避難行動要支援者への避難準備の呼びかけ	<u>火口から概ね半径 2k m以内の立入禁止</u> 南側林道口永良部線を通行止め
レベル 2 (火口周辺規制)	・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、 火口から概ね1km以内(西側は概ね2km以内) に火砕流が流下するような噴火が予想される。 (2014年8月の噴火前) ・噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内(西側は概ね2km以内)に火砕流が流下。 (1980年9月の噴火)			火口から半径 1 k m以内(西側は 2 km 以内) の立入禁止 南西側林道口永良部線を通行止め 登山道入口に区域内立入禁止の案内 看板を設置
レベル 1 (活火山である ことに留意)	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。			火口内立入禁止

<sup>※</sup> 県は状況に応じて口永良部島火山防災連絡会等を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・ 要請等を行う。

屋久島町は、連絡会等の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

											屋	久島町地域	防災計画【資料編】
該当箇所			現 イ	宁 計	画				修	正	案		修正理由
1 防災組織に関する 資料	1-5 É	自主防災組織	織				1-5 🖹	主防災組	織				
(P6)		4E 4#5	th 2-17-1// 40 6th	스 스마스(() AP (설)		年3月1日現在)		사다 사람	5 2 P+ // 40 4th	수 그 P+ // 사미 /화	1	年3月1日現在)	
(10)	地区名	組織数	自主防災組織の管内人口	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	地区名	組 織 数	自主防災組織の管内人口	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	
	長峰	1	403	207	207	100.0	長峰	1	407	211	<u>211</u>	100.0	最新のデータに修正
	小瀬田	1	<u>452</u>	231	231	100.0	小瀬田	1	445	231	231	100.0	
	椨川	1	<u>120</u>	57	57	100.0	椨川	1	<u>127</u>	57	57	100.0	
	楠川	1	<u>464</u>	234	<u>234</u>	100.0	楠川	1	428	<u>217</u>	<u>217</u>	100.0	
	宮之浦	1	3, 146	<u>1, 531</u>	<u>1, 531</u>	100.0	宮之浦	1	3,004	1, 492	<u>1, 492</u>	100.0	
	志戸子	1	<u>352</u>	<u>189</u>	<u>189</u>	100.0	志戸子	1	330	<u>177</u>	<u>177</u>	100.0	
	一湊	1	<u>680</u>	<u>382</u>	382	100.0	一湊	1	<u>641</u>	<u>372</u>	<u>372</u>	100.0	
	吉田	1	<u>178</u>	<u>97</u>	<u>97</u>	100.0	吉田	1	<u>174</u>	<u>95</u>	<u>95</u>	100.0	
	永田	1	<u>457</u>	<u>252</u>	0	0	永田	1	440	<u>245</u>	0	0	
	本村	1	<u>119</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	100.0	本村	1	<u>104</u>	<u>63</u>	<u>63</u>	100.0	
	湯向	1	<u>10</u>	7	<u>7</u>	100.0	湯向	1	10	<u>8</u>	<u>8</u>	100.0	
	永久保	1	<u>158</u>	<u>83</u>	<u>83</u>	100.0	永久保	1	<u>153</u>	<u>84</u>	<u>84</u>	100.0	
	船行	1	<u>277</u>	<u>158</u>	<u>158</u>	100.0	船行	1	<u>263</u>	<u>152</u>	<u>152</u>	100.0	
	松峰	1	<u>578</u>	<u>277</u>	<u>277</u>	100.0	松峰	1	<u>554</u>	<u>282</u>	<u>282</u>	100.0	
	安房	1	<u>1, 073</u>	<u>549</u>	<u>549</u>	100.0	安房	1	<u>1, 083</u>	<u>566</u>	<u>566</u>	100.0	
	春牧	1	<u>905</u>	<u>452</u>	<u>452</u>	100.0	春牧	1	924	<u>468</u>	<u>468</u>	100.0	
	平野	1	<u>270</u>	<u>134</u>	<u>134</u>	100.0	平野	1	<u>274</u>	<u>137</u>	<u>137</u>	100.0	
	高平	1	<u>183</u>	<u>90</u>	<u>90</u>	100.0	高平	1	<u>168</u>	<u>87</u>	<u>87</u>	100.0	
	麦生	1	<u>290</u>	<u>161</u>	<u>161</u>	100.0	麦生	1	<u>285</u>	<u>171</u>	<u>171</u>	100.0	
	原	1	<u>481</u>	<u>234</u>	<u>234</u>	100.0	原	1	471	232	<u>232</u>	100.0	
	尾之間	1	<u>768</u>	<u>427</u>	<u>427</u>	100.0	尾之間	1	<u>765</u>	<u>432</u>	<u>432</u>	100.0	
	小島	1	<u>200</u>	93	93	100.0	小島	1	<u>201</u>	93	93	100.0	
	平内	1	<u>651</u>	<u>318</u>	<u>318</u>	100.0	平内	1	643	<u>327</u>	<u>327</u>	100.0	
	湯泊	1	<u>208</u>	<u>122</u>	122	100.0	湯泊	1	<u>206</u>	<u>118</u>	<u>118</u>	100.0	
	中間	1	228	<u>125</u>	<u>125</u>	100.0	中間	1	213	<u>120</u>	<u>120</u>	100.0	
	栗生	1	<u>504</u>	<u>288</u>	<u>288</u>	100.0	栗生	1	474	<u>278</u>	<u>278</u>	100.0	
p. 29	合 計	26	<u>13, 155</u>	<u>6, 769</u>	<u>6, 283</u>	<u>92. 8</u>	合 計	26	12, 787	<u>6, 715</u>	<u>6, 470</u>	<u>96. 3</u>	
P. 20													

屋久島町地域防災計画	【咨判编】
庄人岛凹地纵则火引曲	

地番等の修正

該 当 箇 所 現 行 計 画 修 正 理 由

4 避難に関する資料 4-1 避難所一覧

(P48)

- <del>-</del> 1	<u>ただけ</u> 見				
TIP IS P	+ <del>/,, </del>	55 <del>/-</del> 114	施設等の状	電話番	収容人数
地区名	施設名	所在地	況	号	(人)
	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島 <u>382</u>	187㎡鉄筋	49-2255	94
	役場口永良部島出張所	口永良部島372	240㎡鉄筋	49-2100	120
口永良部島	口永良部島湯向公民館	口永良部島1739-2	105㎡鉄筋	_	53
	金岳小学校	口永良部島627	1,252㎡鉄筋	49-2141	626
	番屋ヶ峰避難所	口永良部島207-4	336㎡鉄筋		168
Э, m	永田中学校	永田 <u>2972</u>	1,356㎡鉄筋	45-2272	678
永 田	永田小学校	永田 <u>2973</u>	934㎡鉄筋	45-2271	467
± m	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292-2	500㎡鉄筋	44-2633	250
吉田	吉田生活館	吉田74	243㎡鉄筋	44-2834	122
	一湊公民館	一湊 <u>260-5</u>	405㎡鉄筋	44-2034	203
一湊	一湊小学校	一湊488-1	2,108㎡鉄筋	44-2130	1,054
	一湊白川地区避難所	一湊2418-78	98㎡鉄筋	44-2124	49
志戸子	志戸子公民館	志戸子72- <u>2</u>	338㎡鉄筋	42-0024	169
	宮之浦公民館	宮之浦177-4	500㎡鉄筋	42-0071	250
	宮之浦児童館	宮之浦1260-22	240㎡鉄筋	_	120
宮之浦	宮浦小学校	宮之浦2437-1	3, 289㎡鉄筋	42-0017	1,645
	宮之浦体育館	宮之浦2482-5	1,342㎡鉄筋	42-2089	671
	屋久島離島開発総合センター	宮之浦1593	2, 482㎡鉄筋		1, 241
楠 川	楠川公民館	楠川 <u>193</u>	338㎡鉄筋	42-1357	169
椨 川	椨川生活館	楠川1480-1	175㎡鉄筋	43-5210	88
小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13- <u>4</u>	400㎡鉄筋	43-5247	200
/小()()	小瀬田小学校	小瀬田1436-88	1,906㎡鉄筋	43-5050	953
長 峰	長峰生活館	小瀬田776- <u>8</u>	196㎡鉄筋	43-5165	98
栗生	栗生小学校	栗生2270-1	1,768㎡鉄筋	48-2010	884
木 生	栗生生活館	栗生1735	300㎡鉄筋	48-2807	150
中間	中間公民館	中間703	172㎡鉄筋		86
湯泊	湯泊生活館	湯泊8	199㎡鉄筋	48-2806	100
平内	平内生活館	平内460- <u>1</u>	280㎡鉄筋	47-2953	140
— F.	八幡小学校	平内444-1	2,182㎡鉄筋	47-2202	1,091
小白	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17- <u>1</u>	194㎡鉄筋	47-2951	97
小 島	岳南中学校	小島63-23	3,137㎡鉄筋	47-2200	1, 569
昆→胆	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	429㎡鉄筋	47-2134	215
尾之間	尾之間中央公民館	尾之間80	1,005㎡鉄筋	47-2111	503

4-1 避難所一覧

施設等の状 収容人数 地区名 施設名 所在地 電話番号 (人) 況 口永良部島へき地保健福祉館 口永良部島656-1 187㎡鉄筋 49-2255 94 120 役場口永良部島出張所 口永良部島372 240㎡鉄筋 49-2100 105㎡鉄筋 53 印號部。口永良部島湯向公民館 口永良部島1739-1,252㎡鉄筋 金岳小学校 口永良部島627 49-2141 626 番屋ヶ峰避難所 口永良部島207-4 336㎡鉄筋 168 1,356㎡鉄筋 (旧) 永田中学校 永田2996-1 45-2272 678 永 田 永田小学校 934㎡鉄筋 467 永田2947 45-2271 吉田コミュニティセンターふれあい館 吉田292-2 500㎡鉄筋 44-2633 250 吉田 243㎡鉄筋 吉田生活館 吉田74 44-2834 122 405㎡鉄筋 203 一湊公民館 −湊<u>348−1</u> 44-2034 一 湊 一湊小学校 2,108㎡鉄筋 一湊488-1 44-2130 1,054 98㎡鉄筋 一湊白川地区避難所 一湊2418-78 44-2124 49 志戸子 志戸子公民館 338㎡鉄筋 169 志戸子72-1 42-0024 500㎡鉄筋 250 宮之浦公民館 宮之浦177-4 42-0071 240㎡鉄筋 120 宮之浦児童館 宮之浦1260-22 宮之浦 宮浦小学校 3,289㎡鉄筋 宮之浦2437-1 42-0017 1,645 宮之浦体育館 宮之浦2482-5 1,342㎡鉄筋 42-2089 671 屋久島離島開発総合センター 2,482㎡鉄筋 1, 241 宮之浦1593 楠 川 楠川公民館 楠川<u>191</u> 338㎡鉄筋 169 42 - 1357椨 川 椨川生活館 楠川1480-1 175㎡鉄筋 43-5210 88 小瀬田公民館 小瀬田13-11 400㎡鉄筋 43-5247 200 小瀬田 小瀬田小学校 小瀬田1436-88 1,906㎡鉄筋 43-5050 953 長 峰 長峰生活館 小瀬田776-7 196㎡鉄筋 43-5165 98 1,768㎡鉄筋 栗生小学校 栗生2270-1 48-2010 884 栗生 栗生生活館 300㎡鉄筋 150 栗生1735 48-2807 中間703 172㎡鉄筋 86 中 間 中間公民館 湯 泊 湯泊生活館 湯泊8 199㎡鉄筋 48-2806 100 平内生活館 平内460-20 280㎡鉄筋 47-2953 140 平 内 八幡小学校 平内444-1 2,182㎡鉄筋 47-2202 1,091 小島観光農林漁業経営管理施設 194㎡鉄筋 97 小島17-<u>11</u> 47 - 2951小 島 岳南中学校 小島63-23 3,137㎡鉄筋 47-2200 1,569 429㎡鉄筋 尾之間自然休養村管理センター 尾之間284 47-2134 215尾之間 尾之間中央公民館 尾之間80 1,005㎡鉄筋 47 - 2111503 p. 30

## 屋久島町地域防災計画【資料編】

当箇所		現	<u></u> 行 計	画					正	<u>案</u>			修正理由
	地区名	施設名	所在地	施設等の状 況	電話番号	収容人数 (人)	地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数 (人)	地番等の修正
	匠	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100	西	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100	
	原	神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1, 118	原	神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1, 118	
	麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127	麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127	
	高 平	高平公民館	麦生318-134	162㎡鉄筋	_	81	高 平	高平公民館	麦生318-134	162㎡鉄筋	_	81	
	平 野	平野公民館	安房2617-20 <u>7</u>	202㎡鉄筋	46-3850	101	平 野	平野公民館	安房2617-20 <mark>5</mark>	202㎡鉄筋	46-3850	101	
	    春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154	    春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154	
	1 1 1 1 1	安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1, 437	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1, 437	
		総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	_	801		総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	_	801	
	安房	安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	_	1, 078	安房	安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	_	1, 078	
		安房小学校	安房1264-7	3,492㎡鉄筋	46-3162	1, 746	女 <i>厉</i>	安房小学校	安房1264-7	3, 492㎡鉄筋	46-3162	1,746	
		安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367		安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367	
	松峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125	松峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125	
	船行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	_	87	船行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	_	87	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	
	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	

		屋久島町地域	防災計画【資料編】
該 当 箇 所	現行計画	修正案	修正理由
4 避難に関する資料 (P51)	型立化の未然助止対別  孤立化の未然助止対別  孤立化の未然助止対別  成立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃  から情報交換に努める。 (1) 市町村  ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(区長、班長、消防団員等)  を「災害情報連絡員(仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の 提供体制を整備する。 また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。  ・ 集落内に学校や配在所等の公共的機関、九竜、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。  ・ アマチュッチ線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう。目頃から関係者  との連携を図る。 ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれの ある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。 ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物質投下のための緊急へリポート用地(校庭、空き地、体耕田等)を選定・確保する (2) NTT  ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定する とともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状:県下10箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 (3) 道路管理者(県・市町村等)  ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐業対策等の助災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。	② 孤立化の未然助止対策  孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。 また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から信継を機に努める。 (1) 市町村 ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(区長、班長、消防団員等)を「災害情報連絡員(仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。 また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。 ・ 集務内に学校や駐佐所等の公共的機関、九竜、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。 ・ 市町村整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配慮しておくなど連絡手段の多様化を図る。 ・ 孤立化のおそれのある集落をにおいて、秋田・教助や物管投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、体耕田等)を選定・確保するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状:県下15箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 (2) NTT ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状:県下15箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて置慮する。 (3) 道路管理者(県・市町村等) ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や衝震対策等の防災工事に計画的に取り組ます。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状况等について情報交換を行う。	県地域防災計画に準じて 修正(設置個所精査の結 果、18箇所に修正)

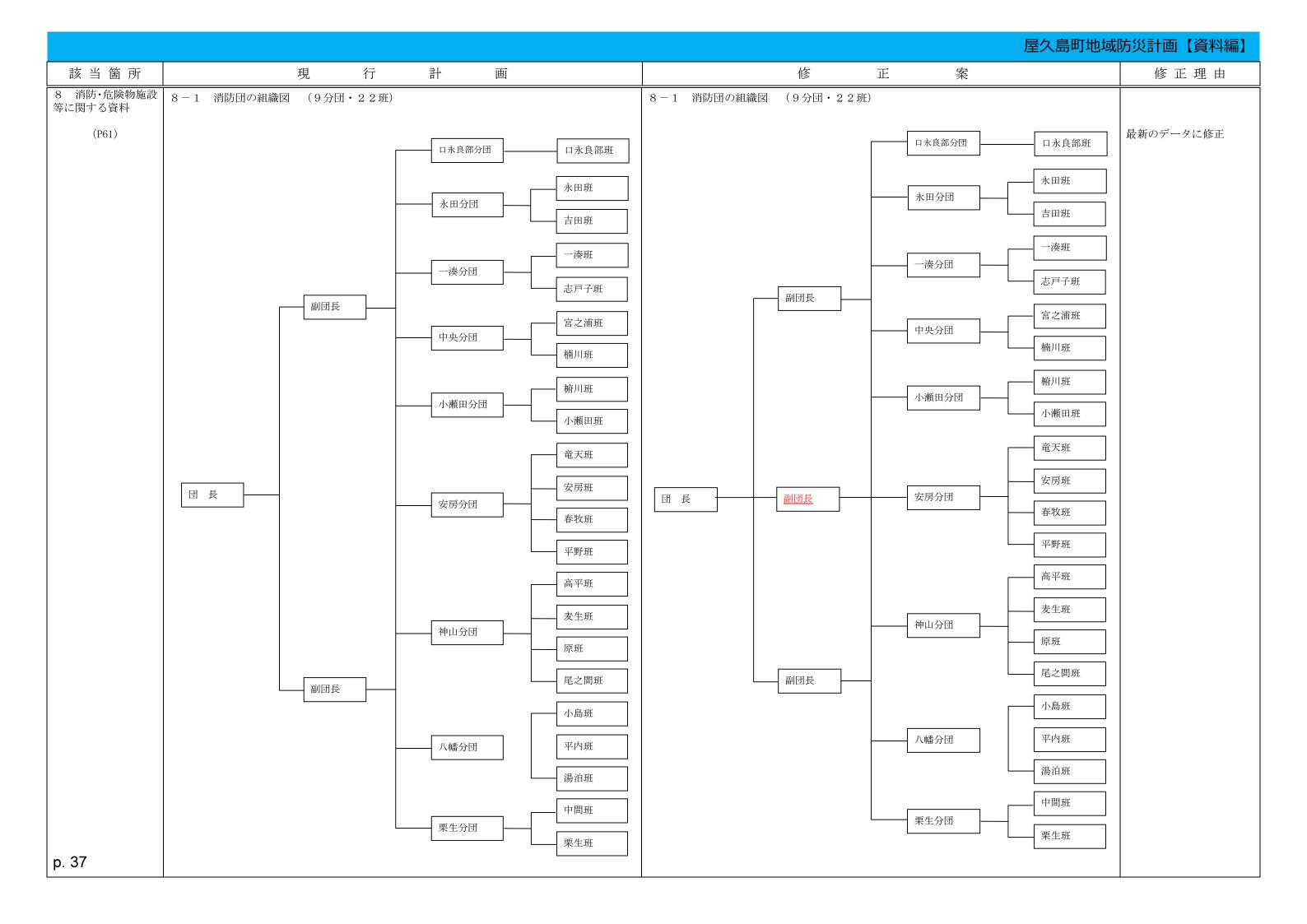
					J	屋久島町地域	防災計画【資料編】
該当箇所 現 行 計 画		修	正	案			修正理由
4 避難に関する資料 記載なし	4-4 口永良部島に	接岸・着岸可能な第	5十管区海上(	呆安本部の流	巡視船艇(鹿	児島県のみ)	町営船ドック時に島外避
(P54)	第十管区海上保安本部	3の巡視船艇のうち口	永良部島に	接岸可能な船	沿舶(鹿児1	<u> </u>	難する際に、速やかに代替 船舶が確保できるように、 第十管区海上保安本部の
	<u>船 名</u>	<u>所 属</u>	係留港	総沙数	速力	備考	巡視船艇 (県内のみ) の整
	巡視船 たかちほ	種子島海上保安署	西之表港	<u>195</u>	<u>35</u>		理・把握を行うた新たに記載
	巡視船 とから	串木野海上保安部	串木野港	<u>335</u>	<u>35</u>		取
	巡視船 かいもん	<u> 奄美海上保安部</u>	名瀬港	<u>220</u>	<u>40</u>		
	巡視艇 さつかぜ	<u>鹿児島海上保安部</u>	鹿児島港	<u>26</u>	<u>30</u>		
	巡視艇 さくらかぜ	喜入海上保安署	喜入港	<u>26</u>	<u>30</u>		
	巡視艇 うけゆり	指宿海上保安署	山川港	<u>26</u>	<u>30</u>		
	巡視艇 りんどう	<u>志布志海上保安署</u>	<u>志布志港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		
	巡視艇 るりかぜ	<u>串木野海上保安部</u>	<u>串木野港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		
	巡視艇 いそなみ	古仁屋海上保安署	古仁屋港	<u>100</u>	<u>36</u>		
	第十管区海上保安本部	その他の巡視船(			,		
	<u>船 名</u>	<u>所 属</u>	係留港	総以数	<u>速 力</u>	備考	
	巡視船 おおすみ			<u>3100</u>	<u>22</u>	<u>^リコプター1機搭載</u>	
	巡視船 あかいし	│ <b>─</b> 鹿児島海上保安部	鹿児島港	<u>1800</u>	<u>30</u>		
	巡視船 さつま	起九國時工作久前	<u>желените</u>	<u>1200</u>	<u>20</u>		
	巡視船 こしき			<u>1300</u>	<u>27</u>		
	巡視船 あまぎ	<u> 奄美海上保安部</u>		<u>1300</u>	<u>30</u>		
	※上記船舶については	、搭載艇により口永	良部島への着	<u> </u>			
p. 33							

											屋久島町地域	防災計画【資料編】					
該当箇所			現	行 計	画			但	多 正	案		修正理由					
る資料	5 — 1	注意報・警報		)発表 <b>気象台が発表する注意報</b>			5-1	注意報・警報及び気象 <b>鹿児!</b>	情報の発表 <b>島地方気象台が発表する</b>	注意報・警報		p. 34					
(P55~56)		任 宏			·	屋久島地方)		FF Var		<b>☆ 士: 廿</b> ※#	(屋久島地方)						
		種類	風雪注意報	風雪により災害が起こ	発表基準 こり災害が起こるおそれがあると予想される場 )。具体的には次の条件に該当する場合				風雪により災害が起こ 行う。具体的には次の		ぶあると予想される場合に						
			風	雪を伴い平均風速が 15	m/s 以上が予想され	る場合		風 雪 注 意 報	雪を伴い平均風速が 1	5m/s 以上カ	び予想される場合						
			強風注意報	強風により災害が起こ 合に行う。具体的には		1		強風注意報	強風により災害が起こ 行う。具体的には次の		ぶあると予想される場合に する場合						
				平均風速が 15m/s 以_	上が予想される場合				平均風速が 15m/s 以	上が予想され	れる場合						
				大雨により災害が起こ 合に行う。具体的には される場合		· ·					ぶあると予想される場合に 基準以上が予想される場合						
			大雨注意報		土壤雨量指	f数基準		大雨注意報	表面雨量指数基	<u>基準</u>	土壤雨量指数基準	気象庁が定める基準の改 正に伴う修正及び単位の					
				60mm (平地)	126 <u>m</u>	<u>m</u>			<u>16</u>		<u>126</u>	削除					
			大雪注意報	大雪により災害が起こ 合に行う。具体的には		1		大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に 行う。具体的には次の条件に該当する場合								
	注	気象注意報		24 時間の降雪の深さが	5 cm 以上が予想され	る場合	注		24 時間の降雪の深さか	5 cm 以上が	・予想される場合						
	意	意	X-A	濃霧注意報	濃霧により交通機関等 ある場合。具体的にはそ で500m以下になると	見程が陸上で 100m以		意	濃 霧 注 意 報		皇が陸上で 10	区障を及ぼすおそれのある 00m以下又は海上で 500m					
					報			雷注意報	落雷等により被害が予	想される場合			雷 注 意 報	落雷等により被害が予	・想される場合	台	
	報					乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の 具体的には次の条件に		される場合	報	# 4B 〉〉 # #I	空気が乾燥し、火災の 具体的には次の条件に					
			平 /木 仁 芯 刊	最小湿度が 50%以下で 予想される場合	,実効湿度が 65%以	下になると		乾燥注意報	最小湿度が 50%以下で される場合	で,実効湿度	Eが 65%以下になると予想						
			霜注意報	霜により農作物に著し 的には次の条件に該当		場合。具体		霜注意報	霜により農作物に著し 次の条件に該当する場		想される場合。具体的には						
				最低気温が4℃以下に	なると予想される場合	<u>;</u>			最低気温が4℃以下に	なると予想は	される場合						
			低温注意報	低温のため農作物に著 体的には次の条件に該		るとき。具		低温注意報	には次の冬供に該当す		予想されるとき。具体的						
				冬期最低気温が−4℃	以下と予想される場合	<u> </u>			冬期最低気温が−4℃	こ以下と予想に	される場合						
		高潮注意報	高潮注意報	m以上が予想される場	き。具体的には潮位 <b>M</b> 合	1SL+2.0		高潮注意報			いて, 一般の注意を喚起す 位MSL+2.0m以上が予						
		波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により 想される場合。具体的に れる場合				波 浪 注 意 報	波浪・うねり等により		るおそれがあると予想され n以上が予想される場合						

屋久島町地域防災計画	【沓蚁編】
/主人面型对线的/火山图	

該当箇所		現	行 計	画					修 正	案	修正理由
											1
	租	類	NI NI HANDANI II NA		種類				発表基準		
				にる洪水によって災害が起こるおそ   「 れる場合。具体的には次のいずれか   「 なれる場合					ると予想される場合。具	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
	注 意 洪水注	〔報 洪水注意報		60mm (平地) 安房川流域= <u>22</u> 、宮之浦川流域	意報	洪	洪水注意			安房川流域=17.2、 宮之浦川流域=20.4	気象庁が定める基準の改 正に伴う修正
	報		流域雨量指数基準	= <u>18</u>					複合基準	安房川流域= (13、13.8)	
			複合基準	1時間雨量 50mm かつ 流域雨量指数 安房川流域=14		暴 風 警 報	A 目体的には歩の冬件	より重大な災害が起こるおそれがあると予想される場体的には次の条件に該当する場合			
		暴風警報	) = 1B A B B B B B	害が起こるおそれがあると予想さ は次の条件に該当する場合		38		TK	平均風速が 25m/s 以上		
				以上が予想される場合 災害が起こるおそれがあると予想		暴力	風雪警	警 報		が起こるおそれがあると予想される 件に該当する場合	
		暴風雪警報	される場合。具体的	には次の条件に該当する場合						雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合	
	気象警	<del></del>	大雨により重大な災	m/s以上が予想される場合 害が起こるおそれがあると予想さ	#260				合。具体的には次のいず	起こるおそれがあると予想される場れの基準以上が予想される場合	気象庁が定める基準の意
		大雨警報	される坦今	こは次のいずれかの基準以上が予想	整	大	て 雨 警		表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準	正に伴う修正及び単位の
			1時間雨量	土壤雨量指数基準					<u>22</u> 土まによりませる※字が	184       起こるおそれがあると予想される場	削除
	一			_   184 <u>mm</u>     災害が起こるおそれがあると予想さ		大雪	雪 鬱	報	今 目休的にけ次の条件		
		大雪警報		は次の条件に該当する場合 が 10 cm以上が予想される場合	+11				24 時間の降雪の深さが 1	0 cm以上が予想される場合	
	高潮警	台原	台風等による海面の こるおそれがある場	異常上昇により,重大な災害が起 合。具体的には潮位がMSL+2.2	報	高	潮	報	台風等による海面の異常 それがある場合。具体的に される場合		
	報			り重大な災害が起こるおそれがあ		波	浪 警	報	風浪・うねり等により重力 具体的には有義波高6m		
	波浪警	報 波浪警報	合	は有義波高6m以上が予想される場 る洪水により,重大な災害が起こる					れがあると予想される場	水により,重大な災害が起こるおそ 合。具体的には次のいずれかの基準	
			れかの基準以上が予			洪	<b>洪</b> 水 警	報	以上が予想される場合 流域雨量指数基準	安房川流域=21.6、	気象庁が定める基準ので   気象庁が定める基準ので   正に伴う修正
	洪水警	報洪水警報	1時間雨量 流域雨量指数基準	90mm (平地) 安房川流域= <u>28</u> 、宮之浦川流域	(注)	(以下省	(以下省略)			宮之浦川流域=25.6	正に什り修正
			複合基準	= <u>22</u> 1時間雨量 80mm かつ							
	(注) (以下省	收)	以日本午	流域雨量指数 安房川流域=14							
	(红) (以下自	rt /									
. 35											

														屋久島町	「地域	防災計画【資料編】	
該当箇所			現	亍	計	画					修	正	案			修正理由	
5 気象等観測に関 する資料		雨量観測所		T		1				雨量観測		ı	1	I	ı	p. 36	
(P57)	関係土木       事務所名	流域河川名	観測所名	位	置	雨量計種別	管理者 (所属)	備考	関係地域 振興局名	流域河川名	観測所名 () は県情報システム登録名	位 置	雨量計種別	管理者(所属)	備考		
		_	地域気象観測所	屋久島町	丁小瀬田	アメダス	鹿児島地方気象台長			_	屋久島特別地域気象観測所	屋久島町小瀬田	テレメータ	鹿児島地方気象台長		県地域防災計画に準じて   修正	
		宮之浦川	<u>宮之浦支所</u>	11	宮之浦	テレメータ	屋久島町長	ΙS		安房川	屋久島事務所	" 安房	"	鹿児島県河川課長	ΙS		
		安房川	屋久島事務所	"	安房	"	屋久島事務所	ΙS		宮之浦川	屋久島町宮之浦支	ル 宮之浦	IJ	<u>""</u>	IS		
	能	_	口永良部島	"	口永良部島	, ,,		LS			所(上屋久町)	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<b>⊢</b> ≃1				
	熊毛支庁	_	永田	"	永田	"		LS			宮之浦測水所 安房川第 2 発電所	<u>" 宮之浦</u>	自記	屋久島電工株式会社			
		_	吉田	11	吉田	11		LS		安房川	建設事務所	<u>" 安房</u>	<u>""</u>	<u>"</u>			
	屋久島事務所		番屋ヶ峰	"	口永良部島	ij II		LS		二又川	尾之間地域気象観測所	<u>" 尾之間</u>	アメダス	鹿児島地方気象台長			
	務所		安房西	11	安房	11		LS	屋久島	_	屋久島町役場 尾之間支所		自記デジタル	屋久島町長			
			尾之間支所	"	尾之間	"		LS		=	番屋ヶ峰	<u>" 口永良部島</u>	テレメータ	鹿児島県砂防課長	LS		
			平内	"	平内	"		LS		=	<u>永田</u>	<u>" 永田</u>		<u> 11</u>	LS	-	
			栗生	"	栗生	11		LS		=	吉田	<u>" 吉田</u>		<u>"</u>	LS		
							(県水防計画			=	栗生	栗生		<u>"</u>	LS		
	※ アメ		域気象観測システ <i>』</i> 鹿児島地方気象台			こ) により,	アメダスセンター	を経		_	屋久島町役場尾之	<u>"</u> 尾之間	<u>""</u>	<u>""</u>	LS		
	テレ		量や水位などの観測								間支所(屋久町)				1.0		
	(テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。) $IS: H8\sim H10『鹿児島県河川情報システム』による整備(テレメータ化を含む。)$									=	平内	<u>" 平内</u>		<u>"</u>	LS	_	
										=	安房西	<u>" 安房</u>		<u>"</u>	LS		
	LS	: H10∼H1	2『鹿児島県土砂発	生予測シ	ステム』	による整備				=	口永良部(中継局併用)	<u>" 口永良部</u> !	<u>ル</u>	<u>"</u>	LS		
											H10『鹿児島県河川情 H12『鹿児島県土砂発			(県水防計画 ノメータ化を含む。			



											Į.	屋久島町地域隔	防災計画【資料編】
該当箇所		現	行	計	画			修		正	案		修正理由
8 消防・危険物施設 等に関する資料	防・危険物施設   8-2 消防団の定員及び装備状況					8-2 消防団の	p. 38						
					(平成	<u>29</u> 年3月現在)						[ <u>30</u> 年3月現在)	
(P62)	本部・分団名	定員(人)		装	備		本部・分団名	定員(人)		装	1		
	71 HP 23 E44	7CA 00	タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ		7CA () ()	タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	
	団本部	<u>3</u>					団本部	4					
	口永良部分団	24			3 (広報 1)	2	口永良部分団	24			3 (広報 1)	2	
	永田分団	43		1	3 (婦 1)	3	永田分団	43		1	3 (婦1)	3	
	一湊分団	44		1	3	3	一湊分団	44		1	3	3	
	中央分団	<u>50</u>	1	2	2	2	中央分団	<u>49</u>	1	2	2	2	
	小瀬田分団	36		1	2	2	小瀬田分団	36		1	2	2	
	安房分団	57	1	2	3	3	安房分団	57	1	2	3	3	
	神山分団	51			4	6	神山分団	51			4	6	
	八幡分団	40		1	3	3	八幡分団	40		1	3	3	
	栗生分団	32		1	1	4	栗生分団	32		1	2	4	
	合計(9分団)	380	2	9	24	28	合計(9分団)	380	2	9	<u>25</u>	28	